承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ（改変 *cp4 epsps*, *cry1A.105*, 改変 *cry2Ab2*, *mpp75Aa1.1*, *vpb4Da2*, DvSnf7.1, 改変 *cry3Bb1*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × MIR162 × MON95275 × MON88017, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × SYN-IR162-4 × MON-95275-7 × MON-88017-3) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○国土交通省告示第千二十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用の区間	供用開始の期日
近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県海部郡蟹江町大字西之森字談合田六三番一から同県海部郡蟹江町大字蟹江新田字東中瀬三八番三まで	令和七年十一月二十七日五時
〃	津島市鹿伏兎町字稗田一番一から同市鹿伏町西永和三一番二まで	〃
〃	愛西市大井町石池三九六番から同市西條町相之江四番五まで	〃
〃	弥富市西中地町五右七三番一から同市西中地町五右二一番一まで	〃

○防衛省告示第二百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月一日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月二日（予備、同月三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　自衛艦九隻

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市豊野町大倉字小日向二〇二六番六から同市豊野町大倉字小日向二〇〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三一番六まで	前	ＢＡ　七・二〇～三三・二一メートル	三・一〇四キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一四・一八～七五・四七メートル	二・九九八キロメートル	
		ＢＡ　七・二〇～三三・二一メートル	三・一〇三キロメートル	
		ＢＡ　一四・一八～七五・四七メートル	二・九九七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三地内	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十六日